

鳥栖市と久留米大学の包括的な連携に関する協定書

鳥栖市（以下「甲」という。）と久留米大学（以下「乙」という。）は、相互の発展に資するため、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、産業振興、保健福祉、人材育成等の分野で相互に協力し、地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- （1） 地域産業の振興に関する事
- （2） 地域医療及び地域福祉の振興に関する事
- （3） 健康づくり及び介護予防に関する事
- （4） 教育及び人材育成に関する事
- （5） 地域のまちづくりに関する事
- （6） スポーツによる地域振興に関する事
- （7） その他、甲乙が必要と認める事項

2 甲と乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、協働で実施することが有効な前項各号の事項について連携して取り組むものとする。

3 甲と乙は、前項において連携して取り組むことで合意した事項について、その具体的な実施方法や役割等に関し、別途協議により取り決めるものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による申し出が無い場合は、有効期間満了の日から更に1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲又は乙のいずれかがこの協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することによりこの協定を解約することができるものとする。

（協定の変更）

第4条 この協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ、この協定を変更し、又は解除することができるものとする。

(守秘義務)

第5条 甲と乙は、この協定の締結及び実施において知り得た他の当事者の非公表事項を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合、又は弁護士等の外部専門家や公的機関等に対して必要な範囲で開示する場合は、この限りではない。

2 甲と乙は、理由の如何を問わずこの協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

(その他)

第6条 この協定に記載のない事項又は運用に疑義等が生じた場合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年2月26日

甲 鳥 栖 市 長

(向門 慶人)

乙 久留米大学学長

(内村 直尚)